

事 務 連 絡
令和7年5月23日

各介護保険事業所 御中
各障害福祉サービス事業所 御中

石川県健康福祉部 障害保健福祉課
長 寿 社 会 課

喀痰吸引等研修指導者養成事業（特定の者対象）に係る未修了者の取扱いについて

日頃から、本県の健康福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記事業における受講者で、現時点で修了※していない場合について、以下の通り取り扱うことといたしますのでお知らせいたします。

※受講者は、事業の委託先である石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター（以下「県社協」）より配布された、「喀痰吸引等研修指導者マニュアル及び DVD」（以下「テキスト」）を用いた自己学習を実施後、同封の「指導者養成事業報告書（アンケート）」（以下「報告書」）を県社協に提出し、「受領書」の交付を受けて修了となり、介護職員等による喀痰吸引等を実施するための研修（特定の者対象）の講師及び指導ができます。

1 対象者

令和6年度以前の受講者で、現時点で未修了の者。（報告書の提出がない者）

2 修了を希望する場合

自己学習を実施後、報告書を郵送にて県社協に提出してください。

【提出期限】 令和7年7月31日（木）必着

【送 付 先】 〒920-0022 金沢市北安江 3-2-20 金沢勤労者プラザ 4 階
石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター あて

3 上記2の提出期限までに提出がなかった場合

標記研修を修了する必要がある場合は、令和7年度以降にあらためて受講申し込みが必要です。

（注）令和7年度より、受講申込期間と報告書の提出期限を設けておりますので、別途当該年度の実施要領を確認してください。

4 その他（再受講に係るテキスト等の取扱い）

令和7年度以降の標記研修で再受講する場合、

- ・ 令和2年度以降の受講者は、当時配布されたテキスト等を使用する。
- ・ 令和元年度以前の受講者は、テキスト変更のため、最新のものをあらためて配布する。（ただし令和7年度以降の研修内容に改定があった場合はこの限りではない。）

（事務担当）

石川県健康福祉部
障害保健福祉課自立支援グループ 中川
Tel:076-225-1428/Fax:076-225-1429
長寿社会課施設サービスグループ 立野
Tel:076-225-1416/Fax:076-225-1418